

第5章 計画の効果的実施

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国の関係機関、県の関係部局、関連する市町等からなる推進体制を整備する。当該組織を通じ、計画推進主体間の連携を図るとともに、相互協力体制の強化に努め、計画の効果的な実施を図る。

2 各主体との連携

本計画の実行を期するためには、国、県、市町はもとより、事業者及び地域住民の協力が不可欠であることから、次の協力体制の確保を図る。

(1) 関係機関との連携

国の関係機関、県の関係部局及び市町と密接な連携を図り、相互協力体制のさらなる強化に努める。

県の公害対策行政組織は、図5-1-1、関係市町の公害担当課等は表5-1-1のとおりである。

また、環境保全関係協議会等の状況については、表5-1-2のとおりである。

(2) 事業者との連携

事業者に対しては、大規模な事業所が集中して立地している地域において、公害関係法令を補完するものとして、大気汚染防止、水質汚濁防止、騒音防止等を内容とした環境保全（公害防止）協定を主要事業所と締結し、当協定に基づき必要に応じ協力の要請を行うとともに、適切な指導を行うなど、計画の推進を図る。

平成14年3月現在、協定を締結している事業所は表5-1-3のとおりである。

また、地球環境問題や産業廃棄物の増大など新たな環境問題に対応した新協定への見直しを図る。

(3) 住民との連携

地域住民に対しては、県及び市町の広報を通じて計画の趣旨を明らかにするとともに、施策の実施に際し必要に応じて地域住民の意見を聞き、その結果を施策に反映することにより、計画の推進に当たっての理解と協力を求める。